

## 共済金を長男が受け取り、代償交付金を次男へ

### 生命共済と相続対策

▶14

## 相続の税務 Q&A

ランドマーク税理士法人監修

**Q** 私は農業を営んでおります。私には子どもが2人おり、相続の際には農業を継ぐことになっていく長男にほとんどの財産を遺言で残したいと考えていますが、そうすると遺産を巡って兄弟間でもめることが心配です。何かよい方法はないでしょうか。

**A** 兄弟間が争う事となりそのような場合、事前対策として生命共済と代償分割を上手に活用してみたいかがでしょうか。

**【解説】**長男に財産を残したい場合で、兄弟間の遺産分割でもめる心配がある場合には、生命共済と代償分割を利用するとよいでしょう。

長男が財産のほとんどを相続した場合、次男を受取人とする生命共済に加入し、次男は死亡共済金を受け取るようにするのが一般的ですが、万が一兄弟間で争いが起こった場合落とし穴があります。

共済金は民法上本来の相続財産ではなく、受取人固有の財産とな

るため、次男は相続財産に対する遺留分減殺請求の権利を有することとなります。次男が共済金を受け取った上、遺留分請求も行う、ということにもなりかねません。

そこで、共済金を長男がすべて受け取り、代償分割で次男へ代償交付金を渡すことをお勧めします。遺産分割協議書へその旨を明記することにより、長男から受け取ったとしても、民法上は父から受け取った相続財産とされますので、遺留分減殺請求のリスクを回避することができます。

なお、受け取った死亡共済金は「500万円×法定相続人の数」だけ控除することができるため、その分相続税の計算上も有利になります。

ただし、死亡共済金が遺産に比べて大きい場合など、相続人間で著しい不公平がある場合は、死亡共済金も特別受益となり、遺産分割の対象となった判例が過去にありますので注意が必要です。